

由仁町告示第54号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項により農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定めるため、同法第19条第7項の規定により地域計画の変更に係る計画案を公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、地域計画の変更に係る計画案に対して意見のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和8年4月10日

由仁町長 松 村



- 1 地域計画案の縦覧期間
自：令和8年4月14日（火）
至：令和8年4月27日（月）
- 2 地域計画案の縦覧場所
(1) 夕張郡由仁町新光200番地
由仁町役場 産業振興課
(2) 由仁町ホームページ
- 3 意見書の提出方法等について
(1) 提出方法
書面に限る。
ただし、郵便、FAX、メール、持参のどの方法によっても可。
(2) 意見書の提出先
ア 住所
〒069-1292 夕張郡由仁町新光200番地
由仁町産業振興課農政担当
イ ファックス
0123-83-3020
ウ 電子メール
sangyo-shinko@town.yuni.lg.jp
(3) 提出期限
上記1の縦覧期間の最終日まで
郵送による提出の場合は、縦覧期間最終日までに必着とする。